

令和7年度 ルネサンス豊田高等学校の評価について

1 趣旨

ルネサンス豊田高等学校は、株式会社が設置・運営する広域通信制の高等学校で、構造改革特別区域法及び学校教育法に基づき豊田市が認可し、平成23年10月1日に開校しました。開校後は、構造改革特別区域法第12条第5項及び第6項の規定に基づき、豊田市が毎年度学校の教育状況などについて評価を行い、その内容を公表することにより、学校の運営と教育内容の透明性を確保するとともに、教育の質向上・質保証を図るものです。

(参考) 構造改革特別区域法 第12条

第5項

第1項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。

第6項

前項の規定による評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

2 豊田市教育特区学校審議会委員からの意見聴取

評価に当たり、令和7年12月10日に豊田市教育特区学校審議会を開催し、委員の皆様より様々な立場から御意見、御提言をいただきました。

委員氏名	所属団体等
佐藤 洋一	教育に関する学識経験者（岡崎女子大学、愛知教育大学名誉教授）
寺田 靖子	会計に関する学識経験者（寺田靖子税理士事務所）
萩原 孝	学校関係者（豊田大谷高等学校、元小中学校校長）
水野 美和	学校関係者（豊田市立石野中学校校長）
三宅 芳伸	地域代表（藤沢自治区長）

※並びは氏名の五十音順（敬称略）

令和7年度 ルネサンス豊田高等学校の学校評価結果

評価項目については、下表のとおり、4つの分類（1学校運営、2教育課程等、3生徒支援、4その他）において、25項目を設定しました。
評価結果は、以下のとおりです。

分類	評価の観点	評価項目	具体的な評価項目	令和7年度評価結果
1 学校運営	(1)運営方針等	スクールポリシーの策定	次に掲げる3つの方針（スクールポリシー）を策定し、公表しているか。 ・高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針 ・教育課程の編成及び実施に関する方針 ・入学者の受入れに関する方針	【今後に向けた意見】 通信教育実施計画について、通信教育の教育方法の特殊性も考慮しつつ、高等学校学習指導要領に定められる目標及び内容を踏まえた資質・能力育成指導を徹底する必要がある。特に、教育の「質向上」の鍵となることが添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習、試験などへの改善であり、これらを相互に関連付けながら、適切な内容の指導及び評価を適切な時期に実施するための体系的な計画として、高等学校通信教育規定に掲げる事項について、今後はより適切に記載し、同計画を作成する必要がある。
		通信教育実施計画の作成	次に掲げる事項を記載し作成し、公表しているか。 ・通信教育を実施する各教科・科目等の名称及び目標に関すること ・通信教育を実施する各教科・科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること ・通信教育を実施する各教科・科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準に関すること	
	(2)教職員の配置等	きめ細かな指導ができる教員配置の充実	教諭等の数は、在籍する生徒数を80で除して得た数以上とし、かつ、教育上支障がないものとなっているか。	【評価できる点】 ・多様な課題を抱える生徒と対応する上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携しながら、個々の生徒に適した対応を実施している。 【今後に向けた意見】 ・研修後のフィードバックの有無だけではなく何がどのように教員の資質・能力向上と改善につながるのか、教員個々への自己評価やキャリア形成に繋がるような研修履歴を管理できる仕組みを、早急につくる必要がある。
		不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえたきめ細かな支援の充実	・養護教諭を配置しているか ・スクールカウンセラーを配置しているか ・スクールソーシャルワーカーを配置しているか ・特別支援教育コーディネーターを指名しているか	
		添削指導等の質の確保、向上を図るための研修機会の充実	・校内外における研修機会を設定しているか ・学校における教員への評価や教員自身のキャリア形成への意識向上に活用するため、研修履歴を記録しているか	
	(3)財務関係	学校設置会社の役員及び株式の状況	学校設置会社の役員及び株式の状況が決算短信に記載されている。その状況は学校を運営するにあたり適切なものであるか。	【評価できる点】 ・学校設置会社の経営統合により、株式や財務等の経営状況は安定している。 ・高等学校就学支援金に係る事務は適切に実施されている。
		学校経営に必要な財務等の状況	学校に必要な財務等の状況が決算短信に記載されている。その状況は学校を運営するにあたり適切なものであるか。	
		高等学校等就学支援金	高等学校等就学支援金に係る事務を適切に執行しているか。	
	(4)施設・設備	本校、面接指導等実施施設に備えるべき施設・設備	・教科・科目等の授業に必要な実験・実習等のための施設及び設備が備えられているか、体育の授業に必要な運動場等が確保されているか ・多様な生徒の実態を踏まえ、保健室の整備を行うなど、生徒にとって安心・安全な居場所を提供できているか	【今後に向けた意見】 ・学則に定めのない施設にて面接指導が実施されることのないよう、面接指導の計画を再検討するとともに、他の施設を借用し面接指導を実施する場合には、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等を締結する責任があることを理解していただきたい。
	(5)危機管理	法令義務のある計画の作成等	・学校保健計画、学校安全計画、危機等発生時対応要領、学校いじめ防止基本方針等を作成しているか ・避難訓練を実施しているか	【評価できる点】 ・有事の際に教員が対応できるように、教職員個々が危機管理意識を持って避難訓練等を実施している。 ・災害の発生により、帰宅が困難になった場合に備え、備蓄品を整備している。
		施設の適切な維持管理	法定点検を実施しているか。	
		個人情報管理	生徒情報管理が適切に行われているか。	
2 教育課程等	(1)添削指導・面接指導等	各教科・科目等の学習時間や学習内容の設計	1単位当たり35単位時間の授業が標準であることを踏まえ、面接指導・添削課題等の学習時間や学習内容について、指導要領に定める各教科・科目等の目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導が行われているか。	【今後に向けた意見】 ・添削課題は教育の「質向上」を担保する重要な教育指導の機会であり、通信制課程においても全日制、定時制課程と同等の学習が求められていることを踏まえ、その学習時間や学習内容について学習指導要領（高校）に定める各教科、科目等の目標を達成するものとなるよう適切に設計することが必要である。 ・添削指導は、生徒個々の学習の状況を踏まえ、一人一人の学習内容・学び方に応じた解説やアドバイスを記載するなど、課題・つまづきを的確に捉え、各教科・領域を学ぶ意義・価値の理解から学びの喜びの自覚、生き方の再構築などに繋がるような指導が必要である。 ・「主体的・対話的で深い学び」をさらに発展させるため、各教科・領域の学びを踏まえた「探究的な学び」、「課題発見・解決能力」（批判的思考、創造性）に生かせるようなカリキュラム・マネジメントを行う必要がある。
		生徒一人一人の学習状況に応じた添削指導	添削指導に当たって、正誤のみの記載や簡易的なコメントのみとせず、各生徒の正誤の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の素養の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載できているか。	
		計画的かつ体系的な指導	一定の時期に面接指導を集中的に行う（いわゆる「集中スクーリング」）ことなどによって、年度の前半に全ての面接指導を終える生徒がいるなど、生徒の実態把握や計画的・体系的な指導という観点から課題が生じていないか。	
		面接指導の工夫	主体的・対話的で深い学びをさらに発展させるため、講義中心の学習活動以外の活動を積極的に取り入れているか。	
		面接指導の人数	・同時に面接指導を受ける生徒数は40人以下となっているか。 ・複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導していないか。	
	(2)試験・学習評価	試験の内容と実施時期	・添削指導及び面接指導等の内容と十分関連付けて、その内容及び時期を適切に定めているか ・学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施していないか	【評価できる点】 ・添削指導及び面接指導などの内容と十分関連付けて、その内容及び時期を定めている。
		具体的な評価基準の設定	評価の3観点（知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度）及び趣旨を十分踏まえた具体的な評価基準が設定されているか。	

分類	評価の観点	評価項目	具体的な評価項目	令和7年度評価結果
3 生徒支援	(1)生徒支援	生徒個々の実情に応じた支援	いわゆる非活動生や、履修登録しているにも関わらず添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対し、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援が行われているか。	【評価できる点】 ・個々の実情に応じ、スクーリング参加時間の調整、実施場所、人数の調整などニーズに合わせ臨機応変に対応している。 ・管理職、担任教諭、保護者、ソーシャルワーカー、地域組織と連携しながら、適切な指導、支援ができるように取り組んでいる。
	(2)進路指導	生徒の社会的・職業的自立に向けた支援	進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーの配置により生徒の社会的・職業的自立に向けた支援の充実が図られているか	【評価できる点】 ・教員による進路説明会・面接練習会・学校合同説明会の実施や、キャリアカウンセラーによる「進路カウンセリング」、「コミュニケーション講座」を実施している。 【今後に向けた意見】 ・生徒の社会的・職業的自立に向けた支援が充実するように「コミュニケーション講座」などの設定と運用は評価できるが、今後は系統的・段階的に資質・能力の向上を図ることができるように目標と到達度・評価基準、内容構成などをさらに検討する必要がある。
4 その他	(1)学校評価		「学校運営点検調査」、「豊田市教育特区学校審議会」ほか学校関係者による評価、それぞれの立場・視点から意見を出し合うことを通し、開かれた学校づくりが進められているか。	【評価できる点】 ・学校関係者評価をアンケート調査のみではなく対面で実施することで、学校運営の客観性・透明性の確保に努めている。 【今後に向けた意見】 ・通信教育連携協力施設においても、今後は生徒の保護者や関係者による評価を実施することを検討する必要がある。 ・自己評価を行う際には、評価の根拠となる具体的な資料・データなどを確認、検討した上で、適切に評価を行う必要がある。
	(2)通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保		・通信教育連携協力施設との連携協力について担当する教職員を配置しているか ・通信教育連携協力施設に対する本校職員の訪問や通信教育連携協力施設の職員を集める会議等が行われているか	【評価できる点】 ・通信教育連携協力施設の担当教職員を配置し、拠点ごとに定期的な職員の訪問の実施や、全拠点参加の全体朝礼、スクーリング前日の会議をオンラインで実施するなど、連携を高めている。
	(3)情報公開		高等学校通信教育規程第14条第1項に掲げる事項（定員、通信教育を行う区域、名称及び位置、教職員数と組織、授業料・入学科等）をはじめ、学校の教育環境や取組、学校運営が適切に把握できるよう、必要な情報をホームページ等で公開しているか。	【評価できる点】 ・ホームページなどにて学校の教育環境や取組、学校運営が適切に把握できるよう公開している。
	(4)他校及び関係機関との連携		姉妹校・他校や自治地区・地域の組織と交流をもち、情報交換等を行い、学校全体の教育力を高められるよう努めているか。	【評価できる点】 ・姉妹校との連携や地域組織（とよた多世代参加プロジェクト、ゆるっとほけんしつ）と交流を持ち、進路では就労移行支援施設と協力、情報交換をし、学校全体の教育力を高められるよう努めている。 【今後に向けた意見】 ・地域住民との交流の機会を設け、生徒たちにとって有意義で価値ある実体験の機会を確保したり、地域住民への学校の活動の理解向上など連携を通じて学校の地域・住民への貢献と広い意味での学校の教育力・存在意義をさらに拡充する方向での検討が必要がある。